

国際条約による証書に 関する規則

規則

2018 年 第 1 回 一部改正

2018 年 6 月 29 日 規則 第 88 号

2018 年 1 月 31 日 技術委員会 審議

2018 年 6 月 25 日 国土交通大臣 認可

2018 年 6 月 29 日 規則 第 88 号

国際条約による証書に関する規則の一部を改正する規則

「国際条約による証書に関する規則」の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 本会において交付する国際条約による証書に関しては、この規則の定めるところによる。ただし、次の(1)又は(2)に該当する場合を除く。

- (1) 1974 年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第 IX 章第 1 規則第 1 項に規定する国際安全管理規則 (ISM コード) に従った適合書類 (仮適合書類を含む。) 並びに安全管理証書 (仮安全管理証書を含む。) にあつては、船舶安全管理システム規則の定めるところによる。
- (2) 国際大気汚染防止原動機証書にあっては、船舶用原動機放出量確認等規則の定めるところによる。

附 則

1. この規則は、2018 年 6 月 29 日から施行する。